

さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1 目的

本要領は、営繕工事における週休2日促進工事（以下「促進工事」）を実施するために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 対象工事

本実施要領は原則全ての営繕工事に適用する。

ただし、対応が困難な工事は対象外とすることができる。

なお、対象工事については別紙1に基づき入札公告及び設計図書に促進工事である旨を明記する。

5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

6 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休２日（土日）適用工事	労務費	１．０２
	現場管理費	１．０１
②月単位の週休２日適用工事	労務費	１．０２

（２） 積算及び変更方法

① 完全週休２日（土日）Ⅰ型

「完全週休２日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休２日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休２日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。

② 完全週休２日（土日）Ⅱ型

「完全週休２日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休２日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組を希望しない場合（「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（１） 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

- (ア) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「【様式1】休日取得計画・実績報告書」を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- (イ) 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「【様式1】休日取得計画・実績報告書」を作成し、監督員に提出する。

イ 工事着手後

- (ア) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「【様式1】休日取得計画・実績報告書」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ その他留意事項

- (ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (オ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 工期延長

週休2日を理由とした工期延長は認めない。

(3) 週休2日促進工事の見える化

対象期間中は促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期

間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（５） 工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。また、週休２日が達成できなかったことによる減点も行わない。

ただし、提出された「【様式1】休日取得計画・実績報告書」が週休２日の取得を前提としていないなど明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合や、週休２日が達成できなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。なお、完全週休２日（土日）Ⅰ型においては月単位の週休２日、完全週休２日（土日）Ⅱ型においては通期の週休２日の取り組む姿勢や達成状況の評価の対象とする。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、令和６年９月３０日までに「さいたま市営繕工事における週休２日モデル工事実施要領」等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日以降に公告する工事に適用する。ただし、令和７年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の実施要領を適用することとする。

「週休 2 日工事」である旨の明示

【入札公告】

公告文書のその他欄に以下のいずれかを記載する。

- ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）」の対象案件である。
- ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）」の対象案件である。

【設計図書】

特記仕様書のⅡ_3. 適用要領に明示する。